

計量の対象	地下水 上流	地下水 下流	基準値 (参考)	単位	計量の 方法
アルキル水銀	不検出 (0.0005 未満)	不検出 (0.0005 未満)	検出され ないこと	mg/L	昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示 第 59 号付表 2 ガスクロマトグラフ法
総水銀	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	mg/L	昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示 第 59 号付表 1 還元気化原子吸光法
カドミウム	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	mg/L	JIS K 0102 55.2 電気加熱原子吸光法
鉛	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	mg/L	JIS K 0102 54.2 電気加熱原子吸光法
六価クロム	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	mg/L	JIS K 0102 65.2.4 I C P 発光分光分析法
砒素	0.001 未満	0.002	0.01 以下	mg/L	JIS K 0102 61.2 水素化物発生原子吸光法
全シアン	不検出 (0.1 未満)	不検出 (0.1 未満)	検出され ないこと	mg/L	JIS K 0102 38.1.2 及び 38.3 4-ピリ ジンカルボン酸-ピラゾロン吸光光度法
ポリ塩化ビフェニル	不検出 (0.0005 未満)	不検出 (0.0005 未満)	検出され ないこと	mg/L	昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示 第 59 号付表 3 ガスクロマトグラフ法
トリクロロエチレン	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	mg/L	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペース-ガス クロマトグラフ質量分析法
テトラクロロエチレン	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	mg/L	同上
ジクロロメタン	0.001 未満	0.001 未満	0.02 以下	mg/L	同上
四塩化炭素	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	mg/L	同上
1,2-ジクロロエタン	0.0002 未満	0.0002 未満	0.004 以下	mg/L	同上
1,1-ジクロロエチレン	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	mg/L	同上
1,2-ジクロロエチレン	0.001 未満	0.001 未満	0.04 以下	mg/L	同上
1,1,1-トリクロロエタン	0.001 未満	0.001 未満	1 以下	mg/L	同上
1,1,2-トリクロロエタン	0.0002 未満	0.0002 未満	0.006 以下	mg/L	同上
1,3-ジクロロプロペン	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	mg/L	同上
チウラム	0.0006 未満	0.0006 未満	0.006 以下	mg/L	昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号付表 4 固相抽出による高速液体クロマトグラフ法
シマジン	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	mg/L	昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号付表 5 第 1 固相抽出によるガスクロマトグラフ質量分析法
チオベンカルブ	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	mg/L	同上
ベンゼン	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	mg/L	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペース-ガス クロマトグラフ質量分析法
セレン	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	mg/L	JIS K 0102 67.2 水素化合物発生原子吸光法
1,4-ジオキサン	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	mg/L	昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号付表 7 第 3 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法
クロロエチレン	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	mg/L	平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号付表第 2 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法

備 考

- ・採取状況 ・地下水 上流：水温 5.1℃、透視度 30 度以上 ・地下水 下流：水温 11.6℃、透視度 30 度以上
- ・基準値は、昭和 52 年 3 月 14 日総理府・厚生省令第 1 号「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」によります。
- ・濃度が定量下限値未満となる場合、定量下限値の数値に未満と付加し表記しました。